敦珊·采·旦 2-8-4-01		
金压倒 5 <u> </u>	整理番号	2-8-4-01

	(AVIVI RAD) I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	パソコンリース料・コピー・木紙リースを計 メルカ
年月日	令和4年4月4日 ~ 年 月 日 金 額 20,045円
目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	
	104-04-04 BF *26,590 リコーリース (カ

按分の理由	領収書	\$金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で按分	۸۴/22:	13,090円	1/2	
全て政務活動に係るものである	200-报:	13,500円	100%	20,045円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員名 自民改革会議・西原明美)

(裏面もご覧ください)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	4分事務所賃貸料・駐車場代
年 月 日	令和4年3月24日 ~ 年 月 日 金 額 54,775円
目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	で利用的がとうございます。 内容をご確認いたださお持ち帰りください。 年月日 振参先店番・科目・口座番号 121

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後接会活動で按分		1/2	
	109,550円	50%	54,775円

06,520.38 🕦

経費項目

整理番号 2-8-4-03

代行会社 リコーリース株式会社

支 出 証 拠 書

調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費

内 容	コピー代							
年月日	令和4年4月5日	~	年	月	日	金	額	4,099円
目的	資料等のコピー	·						
使 途	R4年4月請約コピー料							
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資	料などの	作成					
《領収書貼付枠》							題 R サ)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである			
	4,099円	100%	4,099円

2-8-4-03 RICOH

426 - 0026静岡県藤枝市岡出山2丁目 10-17 1FA

西原明美 西原あけみ事務所内 様 ページ:0001/0002

発行日2022年03月31日 請求No. 22030122523 リコージャパン株式養石ジリ

お問合わせ 請求書お問い合せ窓口 吹田市江の木町34-5

TEL:0120-138-970

5010350

50100035

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

401AKA1016110# 020288 0001/0002

お客様コード

己の通りご請求申し上げます。

) 2 2 年 0 3 月 3 1 日締分 お支払期日2022年04月30日 お支払方法 振込

·回ご請求金額(税込)

4,099

振込銀行	支店	種類	口座番号
静岡 名義人リコージ ヤパ°ン(カ	萨技駅支店	当座	0007596

お取引明細】 月 日	商	밆	名	伝票N	Ma.		東	価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
03.10 IMC3000 N°	オーマンズ	チャーシ	,w	13800	11				3, 727	372
お買上金	額(合計		10%対象	2 /マツ ラメ (税込 (税込	4,099) 4,099)			3, 727 3, 727	372 372

お知らせ】GW期間(4/29~5/5)にご利用予定の製品・消耗品等につきましてはお早目にご注文頂けますようお願い致します。 合せの際は、請求書右上の請求恥をお伝え下さい。お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しております。

ナービス料金計算明細

138001 . > <伝票No. ・トナー込み契約です。

IMC3000 機番:628032	今回検針内容 2月28日	前回検針内容 1月31日	ご使用カウント
モノカラー総出力	46, 884 カウント	46,288 カウント	596 かシト
フルカラー総出力 ①	6,014 カウント	5,802 カウント	212 カウント
フルカラーコピー (①一②)	1,436 カウント	1,422 カウント	14 カウント
フルカラープリント ②	4,578 カウント	4,380 カウント	198 カウント
パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		596カウント	
控除 1%の控除カウント		6カウント	
請求カウント		590カウント	
1 - 1000 /月	· 2円	590カウント	1, 180円
フルカラーコピー		14カウント	
控除 1%の控除カウント		1かウント	
請求カウント		13カウント	4000
1 - 1000 /月	15円	13カウント	195円
フルカラープリント		198カウント	
控除 1%の控除カウント		2カウント	
請求カウント		196カウント	0.050
1 - 1000 /月	12円	196カウント	2, 352円
消費税等	3, 727円	10%	372円
合計(税込み)		•	4, 099円

出 証 拠 書 支

自民改革会議 · 西原明美) (会派名・議員名

~	圣費	 項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・勇	要請陳情等	活動費・含	会議費・資	 資料作成的	g·資料(構	入費·事務	・ 事務所費・人件費
P	7	容	新聞購読料「赤旗新聞」	R4.4~F	₹5.3迄			_		
年	F	月	令和4年4月2日	~	年	月	日	金	額	11,160円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	2022年4月~2023年3月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

静岡県議会議員 西原明美 ^{新聞・雑誌名} 金額

しんぶん赤旗 日曜版 代金 RY. 4A~ RS-8/AC

領収書

11, 160

月分

円

上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。

日本共産党 中部地区委員会 島田市細島682-4 0547-36-9122

樣



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(ax b)
全て政務活動に係るものである			
	11, 160円	100%	11,160円

###### TE []	
整 埋 本 号	2 - 8-4-00

支 出 証 拠 書(各種団体会費)

経費項目	調査研究費・研修費			
内 容	志太経済懇話会 令和4年度年会費			
年月日	令和4年4月14日 ~ 年 月 日 金 額 60,550円			

	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会の趣旨・ 目 的	経済人としての職能的立場から志太経済の進歩と安定に寄与し併せて会員相互の啓 発を図る
会の活動 内容等	・経済、社会問題に関する調査及び研究・国内外経済団体との交流及び協力・会員相互の交流及び親睦を図る
政務活動・ 県政との 関連性	志太地域、藤枝市、焼津市、島田市の産業経済・文化の発展は県政の課題である
《領収書貼付枠》	で利用明細 ご利用明細 ご利用明知 ご利用明知 ご利用明知 ご利用明知 ご利用明知 ご利用明知 ご利用明知 「これには、
 	★の会則・事業概要・その他(/ 定款 ! - (変面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a b)	
全て政務活動に係るものである				
	60, 550円	100%	60,550円	

志太経済懇話会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、志太経済懇話会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、藤枝市青木1-22-3におく。

(目 的)

第3条 本会は、経済人としての職能的立場から志太経済の進歩と安定に寄与し併せて会員相互の啓発 を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1. 経済・社会問題に関する調査及び研究。
- 2. 前項に関する審議、立案、建儀。
- 3. 国内外経済団体との交流及び協力。
- 4 会報発行、前各号に係る出版。
- 5. 会員相互の交流及び親睦を図る。
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の者をもって構成する。

1. 正会員

本会の趣旨に賛同する進歩的な企業経営者及び経済団体役員またはそれに準ずる者とする。

2. 特別会員

本会の趣旨に賛同し、本会の活動に寄与する者を特別会員とすることができる。

3. 会員及び特別会員の入会については、役員会が決する。

(入会及び会費)

第6条 会員の入会及び会費については次とする。

- 1. 会員として入会しようする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければなない。
- 2 会員は、所定の入会金及び会費を所定の期日までに納めなければならない。

(議決権)

第7条 会員は、各1個の議決権を有する。

1. 会員は、議決権の行使を会員以外の者に委任することはできない。

(地位の移転)

第8条 会員たるの地位は、他の者に移転することはできない。

(退 会)

第9条 会員が退会をしようとするときは、退会届を会長に提出し、会長が役員会に報告する。 (資格の喪失)

- *第10条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、役員会の承認によりその資格を失う。
 - 1. 退会
 - 2. 本人の死亡
 - 3. 会員が所定の会費を納入しないとき
 - 4. 除名

(除 名)

第11条 会員が本会の名誉を毀損したときは、役員会の決議により除名することができる。

第3章 役 員

(役員の構成)

第12条 本会に次の役員をおく。

		_ 45 (0
1.	会長	1名
2.	副会長	若干名
3.	運営専務	1名
4.	監事(監査役)	若干名
5.	直前会長	1名
6.	委員長	若干名
	事務局長	1名
8.	会計	1名

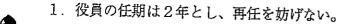
10. その他の役員は必要に応じて置くことができる。

若干名

(役員の任期)

9. 顧問

第13条 役員の任期は次のとおりとする。



2. 役員の任期の満了の場合において、前任者は後任者の就任する迄は引続きその地位を保有するものとする。

(役員の職務)

- 第14条 役員の職務は次のとおりとする。
 - 1. 会長は、本会を代表して会務を総理する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長が予め定めた順序により、会長不在のときはその職務を代行する。
 - 3. 運営専務は、会長、副会長を補佐して、常時会務を統括する。
 - 4. 監事(監査役)は、本会資産の運用方法並びにその状況及び本会の事業の状況を監査する。
 - 5. 直前会長は、会長経験を生かし、本会運営に助言を行う。
 - 6. 委員長は、各事業の遂行に当たる。
 - 7. 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。
 - 8. 会計は、資産運用及び管理について、これを総括し、その職務を遂行する。
 - 9. 顧問は、会長の諮問に応じ、本会運営に助言を行う。

(特別役員)

- 第15条 本会に名誉顧問、政治顧問、相談役、出向役員を各若干名置くことができる。
 - 1. 特別役員は、役員会の推薦に基づき会長が委嘱する。
 - 2. 特別役員は、会長の諮問に応じ、本会運営に助言を行う。

. 第4章 役員の選任

(役員の選出)

- 第16条 役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1. 会長は会長選考委員会で選出され、会長選考委員長により役員会に報告、総会にて承認を得る。
 - 2. 会長選考委員長は、直前会長がこれにあたる。.
 - 3. 会長以外の役員の選出については、会長が会員の中から選出し、役員会に報告、総会にて承認 を得る。

(役員の欠員)

- 第17条 役員の欠員については、次のとおりとする。
 - 1. 役員に欠員を生じたときは、役員会の決議によりすみやかに後任者を選任するものとする。
 - 2. 前項の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3. 第1項の規定により後任者を選任したときは、直近の会員総会に報告しなければならない。

第5章 会 議

(会議の種類)

- 第18条 本会は次の会議を行う。
 - 1. 通常総会
 - 2. 臨時総会
 - 3. 役員会
 - 4. 例会
 - 5. 委員会
 - 6. その他の会議

(総 会)

- 第19条 総会は通常総会及び臨時総会とする。
 - 1 通常総会は、毎年1回、年度初めに開催する。
 - 2. 通常総会は、会員総数の出席及び委任状の数が1/3以上で成立する。
 - 3. 通常総会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 4. 臨時総会は、会員総数の1/5以上から開催の請求がなされたとき、または役員総数の1/3以上から開催の請求がなされたとき、また会長が招集する必要を認めたときに開催する。
 - 5. 総会は、書面をもって会長が招集する。
 - 6. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会決議事項)

第20条 次の事項は、総会の決議を必要とする。

- 1. 定款の変更
- 2. 入会金及び会費の金額及び徴収方法
- 3. 収支予算及び決算
- 4. 役員の選任に関する事項
- 5. 資産運用及び管理の基本方針に関する事項
- 6. 本会の解散及び残余財産処分の方法
- 7. その他、本会運営の基本事項 .

(役員会)

第21条 役員は役員会を構成して会務を決する。

- 1. 役員会は会長が随時これを招集し、第12条に規定する役員をもって構成する。
- 2、役員会は、原則的に毎月開催する。
- 3. 役員会は、役員総数の2/3以上の出席をもって成立する。
- 4. 会長が必要と認めるときは、臨時に役員会を招集することができる。
- 5. 役員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 6. 第11条に規定する会員の除名及び第17条第1項に規定する役員の欠員補充に係る役員会の 議決は、前条第4項の規定にかかわらず役員会を構成する者が過半数出席し、出席者の3/4以上 の同意を必要とする。
- 7. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。但し、出席した役員の承認を得て会長が議長を指名することができる。

(例 会)

第22条 本会はその目的を達成に必要な事項を調査、研究及び会員相互の意思疎通を図るために例会 ・ を開催する。

(委員会)

第23条 本会は、第3条の目的を達成するために委員会を設置する。

第6章 会 計

(運営費)

第24条 本会の経費は、入会金及び会費等をもってあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

2020年5月22日 改定

ス-8-Y-06 2022 年 3 月吉日

志太経済懇話会会員 各位

2022(令和4)年度会費納入のお願い

早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は会の運営に際しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2022年度(2022年4月~2023年3月迄)の会費ご納入のお願いの 時期となりました。早速ではございますが下記の通りお支払いのお手続きを賜りますよ う、何卒宜しくお願い申し上げます。

木筆ながら新年度も志太経済懇話会の活動に益々のご高配賜ります様、宜しくお願い 申し上げます。

記

志太経済懇話会 2022(令和 4)年度会費 60,000 円 ※新入会員(入会金 20,000 円+年会費 60,000 円=合計 80,000 円)

◆ お振込み口座 鳥田掛川信用金庫 藤枝東文店 普通口座 No. 0185965 志太経済懇話会

> しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店 普通口座 No. 0436718 志太経済懇話会

- ◆ お振込み期日
 2022年3月31月(木)
- ※ お振込みに掛かる費用は各自にてご負担して頂きます様お願い申し上げます。
- ※ ご不明な点は、会計 ここと ここと ここと ここと ご連絡下さい。

支 出 証 拠 書(各種団体会費)

(会派名・議員名 自民改革会議・西原明美)

	(And make 1200)		
経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	国際友好協会 令和4年度年会費		
年月日	令和4年4月14日 ~ 年 月 日 金 額 3,262円		

会の趣旨・ 目 的	教育・文化等の交流を通じ、友好関係 の強化や国際意識を高めることに貢献
会の活動 内容等	友好都市など双方による交換学生派遣事業をはじめとする文化交流、語学教室や外 国料理教室などの開催で理解を深めるなど多岐にわたる活動を展開している
政務活動・ 県政との 関連性	地域社会における多文化共生の現場の声を聞く

《領収書貼付枠》

振 替 吸 仕 職 なるものですが いた大のに保存し て下ない。 発金には、消費 発金には、消費 売等が含まれて にます。 でます。 取报番号 493130005 a b b a y ジイ関 脈 †Ω | *3,500 *238 n 4 ずりる、事前チャ 00870-2 原明其 0 8 7 0 42 匨 21 マホ決済アー 04-04-14 取扱店 平 お取扱目 逊 私込合額 C元4年8.44左母型 11夜在人 入お金つ **西部屋中間内つち音なる。本名画字**の B=は592かが出しください。

)

印紙税申告納 付につき麹町 税務署承認済

※添付書類:団体の会則・事業概要・その他(規約

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a b)
全て政務活動に係るものである	,		
	3, 262円	100%	3, 262円

藤枝市国際友好協会規約

(名称)

2-8-4-7

第1条 本会は藤枝市国際友好協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は世界の人々と、教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流をとおして友好の絆を強め、市民の国際意識の高揚を図り、世界平和に寄与することを目的とする。

(業業)

- 第3条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
- (1) 国際的意識の高揚に関する事項
- (2) 姉妹都市提携事業の推進
- (3) 教育、文化、産業及び経済等に関する交流
- (4) 各種友好親善活動の計画及び実施
- (5) その他必要な事項

(組織)

- 第4条 協会は第2条の目的に賛同する者、法人及び団体(以下「会員」という。)をもって構成する。 (役員)
- 第5条 協会の役員は、次のとおりとする。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任理事 15名以内
- (4) 理事 35名以内
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。

(役員の選任)

- 第6条 理事及び監事は、総会において会員の互選により選任する。
- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により選任する。
- 3 会計は、常任理事の互選により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- (3) 常任理事は事業等の企画、運営を行う。
- (4) 理事は常任理事を補佐する。
- (5) 会計は会計事務を行う。
- (6) 監事は協会の会計及び業務の監査を行う。

(役員の解任)

- 第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意により、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、 総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(理事会)

- 第9条 会長、副会長、常任理事、その他の理事をもって理事会を組織する。
- 2 理事会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、理事会構成員の過半数から請求があるときは、 会長はこれを招集しなければならない。
- 3 理事会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他会長が付議した 事項について協議し、決定する。
- 4 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常任理事会)

- 第10条 会長、副会長、常任理事及び会計をもって、常任理事会を組織する。
- 2 常任理事会は、会長が必要に応じて招集し、事業の企画、立案及び運営に積極的に参画する。 (専門部会)

第11条 会長は協会の事業を推進するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2-8-4-7

専門部会の長は常任理事から、部員は会員の中からそれぞれ会長が任命する。

専門部会は部会長が招集する。

(総会)

- 第12条 総会は年1回、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上 から、開催の請求があったときは、臨時に招集することができる。
- 総会は次の事項を処理するものとする。
- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 役員の承認及び解任に関すること。
- (5) その他、会長が特に必要と認めたもの
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 総会の議事は別に定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決すると ころによる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第13条 会長は理事会にはかって、協会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、協会の理事会、総会に出席し、意見を述べることができる。

(会費)

第14条 会費は次のとおりとする。

- 年額3,000円 (1) 個人会員
- 年額5,000円 (2) 家族会員
- (3) 法人、団体会員 年額10,000円
- 2 退会したもの又は除名されたものの既納の会費は、返還しない。

(入会)

第15条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければなら ない。

(退会)

第16条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散若しくは消滅したとき。
- (2) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(除名)

- 第17条 会員が、協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決により 除名することができる。
- 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を文書で通知する とともに、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第18条 協会の経費は会費、寄付金及びその他をもってあてる。

(会計年度)

第19条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第20条 協会の事務を行うため、藤枝市駅前二丁目1番5号に事務局をおく。

事務局に職員若干名をおき、会長がこれを任免する。職員の身分については、藤枝市会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する条例及び藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則に準ずる。 (その他の事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- この規約は、昭和58年4月1日から施行する。 1
- この規約施行後最初に開催される総会は、藤枝市姉妹都市提携準備委員会が招する。 2
- この規約は、昭和63年4月1日から施行する。
- この規約は、平成3年4月1日から施行する。
- この規約は、平成5年4月1日から施行する。
- この規約は、平成9年4月1日から施行する。 6
- この規約は、平成11年4月1日から施行する。 7
- この規約は、平成12年4月1日から施行する。 8
- この規約は、平成16年4月1日から施行する。 9
- 10 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 11 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 12 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 13 この規約は、平成29年1月24日から施行する。 ただし、第14条第1項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 14 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 15 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

支 出 証 拠 書

経	 費項	Į 🗏	調査研究費・研修費・広聴広報費・要	請陳情等	穿活動費•:	会議費・資	資料作成	費•資料購	入費·事務	養·事務所費·人件費
内		容	NTT 電話代4月請求分							
年	月	FI	令和4年4月20日	~	年	月	日	金	額	4,351円

目的		
使 途		·
政務活動・ 県政との 関連性		電話料金等払込受領証 介 西日本ご利用分
《領収書貼付枠》		を がまた
	9,691-【(500+400)×1.10】=8,701	Mac だけ ご 静水先氏名 で 西原 明美 様
	8,701 × 50%=4,351	を報告を 2022年 4月ご請求分 全額(円) 全額(円) 学取入 NTTファイナンス株式会話
	,	お問合せ先 (無料) 0800-3335550
		双入印紙贴付相 (金融機関·CVS用)→お客様

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(aXb)
政務活動と後接会活動で按分		1/2	
]	8,701円	50%	4, 351円

ご請求内訳(お客様番号

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請 求 内 訳 等 詳 細 [本内訳は、各サービス提供募業者が] DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT四日本ご利用分	F 400	フレッツ 光ネクスト F 年利用料 3月 1日~ 3月31日	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
8,371	5,400 500×500	少毛一下世界一下世上自然利益。	合 算
	100	1054-624-1245 ひかり電話対応機器使用料 3月 1日~ 3月31日	公 合 算
	√ 400 200	学ジスピーティステレイ使用和 ※	合 算
Commence of the Commence of th	100 208	通加番号使用料 3月 1日~ 3月31日 ひかり電話 (通話料) 3月 1日~ 3月31日	合 算
	48	Land the field of the first the second of th	合算
	100	発行手数料 本前求書等の発行にかかわる各種費用に	合 算
	50	収納手数料 本前求をコンピニエンスストア・各種金	合 算
		To the state of th	e design
◇NTT西日本分(小計) 8.371	761 8,371		1470 (O. 18)
AND THE STREET		and the second state of the second se	
1,320	1,320	アット・ニフティ利用料 * 22年2月	非対象等
Cooperation of the cooperation o	The state of the s	The state of the s	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料についてきます。
サービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1、1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_sup
port/qa/
協会から1番号あたりの費用。(番号単価)が公表されています。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER 請求年月 MONTH OF ISSUE

2022 年 4月ご請求分

ご請求内訳(お客様番号

2-8-4-08

	ご請求内訳(お	客様番号	2-8-4-08
۷ ا	内訳項目 金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内 訳等詳細 (本内訳は、各サービス提供事業者が) 税区 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN A行したものです。 TA:
2	9, 691	9,691	合計
	a e e ve	* . **	<nttファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</nttファイナンスからのお知らせ>
5			
))			
۰ ۱	•	em type.	
- ວ ວ			
×	**************************************		
		,	And the second s
	1.115.64		
		a di series e e e e e.	
		r	
	to the figure of		
	,.		
		- Jane	And the second s
			The second of th

整理番号	2-8-4-09

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	5月分事務所賃貸料·駐車場代
年月日	令和4年4月27日 ~ 年 月 日 金 額 54,775円
目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	で利用的がとうございます。 内容をご確認いただきお持ち帰りください。 年月日 振株店番・科目・口座番号 04 04 27

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で按分		1/2	
	109,550円	50%	54,775円

整理番号	2-8-4-10

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・人件費
内 容	KDDI 携帯代4月請求分
年月日	令和4年4月25日 ~ 年 月 日 金 額 6,691円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	
	[(8,380+300+2) × 1.10]+220+1,960=11,730/
	11,730(携帯代)+1,652(タブレット代)=13,382,
	13,382 × 50%=6,691 /
:	15 04-04-25 BF *15,807 KDDIリヨウキン

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a b)
政務活動と後接会活動で按分		1/2	
	13,382円	50%	6,691円

ご指定口座へのご入金は 「口座振替日」の前日までにお願いいたします

ご利用いただきまして誠にありがとうございます

2022年 4月

2022年 3月

2022年 4月25日

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

るでいねいにはがし、中をご覧ください。 2 合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金內訳書 <凡例>稅込または免税料金等:「対 、旧税率計算対象料金:「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月 5日 KDDI 株式会社会 Prishood 取成各項商区原始和企業 (根理学的)にか

(日本)	16,78	307周 [2利用年月 2022年 3月]
ご利用項目	金額(円) 内	訳(円)
● a U電話料金 こ利用番号	1,652	お客様コード 12,579円
< 3月ご利用内駅>▼プラン利用料	1,652 1,000	ご利用月数は2022年 4月で 7年 8ヶ月目です。
タブレットデータシェアプラン 2年契約N	:	1,170 -170
▼オプション使用料 テザリングオプション	· 500	500
▼ユニバーサルサービス料 ▼消費税等(10%)	. 2 150	10%消費税の課税対象額 1,502円
ご利用番号	10,927	上台客様 5一下
< 3月ご利用内駅> - ▼プラン利用料	10,927 (8,380)	ご利用月数は2022年 4月で27年 6ヶ月目です。・
使い放 図MAX 5 G + 通 酷定額2 使い放 題MAX 5 G / デー タ		2,880
▼通話料/使い放題MAX5G+通話定額2 通話料	` (300)	80,880
SMS (Cメール) 送信科 - 通話定知2 - 制引額	-3	300 80,880
▼各種ダイヤルサービス通話料 ▼ナンバーシェア利用料	-10 350	0570ナビダイヤル、0180テレドームなどの週話料です。
ナンバーシェア月額利用料 ナンバーシェア子回線基本料	i	50 . 300
▼故障紛失サポート (ACS) /税込 - Apple製品保証/税込	979 ;	770 * (本体価格700円)
Apple製品 紛失補償/税込 ▼ユニパーサルサービス料		209 * (本体価格190円)
▼ユニバーサルサービス料/ナンバーシェア ▼消費税等(10%)	904	ナンバーシェアご利用分です。 10%消費税の課税対象額 9,044円
	. 01GB . 08GB	
● a u 機器代金		●合計 1,960円
ご利用番号 ▼瞬入機器代金	1,960 1,960	,
分割支払金 .		1,960 * 24回(延長時47回) 払い12回目。残額 66,200円 買い替え時に旧機種返却で、かえトクプログラムがご利用可能です
●auかんたん決済利田料	- 1	●合計 1,048円
ご利用番号 ▼ a u かんたん <mark>灰屑和用杯</mark>	1,048 1,048	·
		裏面もご確認ください》

からの重要なお知らせや どを確実にお届けするため、 められた際は、 お手続きをお願いします。

/kddi-l.ip/RCe (スマホ·PC)



KDDI 住所変更

↑ ト適信料がかかります。

手続き (My au / my UQ mobile)

ご契約情報の確認やお支払方法の変更など、ほとんどの お手続きがWEBでできます。

Pontaポイントの確認もこちらから。

. Support for multiple languages is also available.

<または以下で検索!> My au 検索 便

は

が

*

my UQ mobile | 検索

走 Contact

※本請求容をお手元にご用意のうえご連絡ください。

- 勝電話から 157

試から 0120-977-033

射間 9時~20時(年中無休·無料) VEBのサポートページをご確認ください

面の→ 部分からていねいにはがし、中をご覧ください。 や水などに溺れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。



裏面からの続きです》 ざ利用項目 金額(四) 備老 a uスマートパスプレミアム/税込 548 * 500 * a uかんたん決済/領報料/税込 ●紙請求費発行等手数料 **●수**닭 ▼消費税等(10%) 10%消費税の課税対象額 200円 ・ 通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話さほんパックが無料となります。

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

2022年 4月 ご請求分

口座振替日 DATE FOR TRANSMIR 2022年 4月25日 15.807円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION 支店名

BRANCH

口座番号

ACCOUNT NUMBER お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

お知らせ INFORMATION

- ●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の 提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を 手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに 支払われるものです。
- ●電話リレーサービス料の番号単価の改定について

電話リレーサービス料は、2022年4月から9月ご利用分まで1番号 *** あたり月額1円となります。

●【お客さまへの注意喚起】 KDDIを装う偽メールにご注意ください。 KDDIサービスを装う偽メールが増えております。下記サイトより注意 点をご確認ください。 http://kddi-1.jp/ZAZ

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 3月ご請求分(2月利用分)

ご請求先氏名

西原 明美 様

下記ご利用料金を 3月25日口座振替により 領収いたしました。

KDDI株式会社第三局 〒163-8003 東京都新報区四新報連出等(KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE 領収金額 AMOUNT RECEIVED 13. 802円 うち消費税等 TAX 914円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION 名 BRANCH 店

□ 座 番 号 ACCOUNT NUMBER

印紙税申告納

付につき新宿

税務署承認済

がある 0089 0

支 出 証 拠 書

(会派名・議員名 自民改革会議・西原明美)

経費項目 調查研究費·研修費·広能広報費·要請陳情等活動費·会議費·資料作成費·資料購入費·事務費·事務所費·人件費		
内容	ウェブモバ利用料(HP保守)4月請求分	
年月日	令和4年4月27日 ~ 年 月 日 金 額 5,500円	

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使 途	令和4年4月分使用料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発信内容、政治状況などを掲載し、情報を広く伝えると ともに、意見徴収し、県政に反映させる

《領収書貼付枠》

| 18 04-04-27 | BF | *5,500 | STC.BSL /SCS

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(aXb)
全て政務活動に係るものである		1	
	_5,500円	100%	5,500円

PAGE

1

426-0026

静岡県藤枝市岡出山1-15-20

西原 あけみ(SCS) 様

売上日 2022年04月01日

伝票No.

(株式 STC・ビジネスソリー) 〒426-0031 静岡県藤枝市築地等63-1

口座名義 かなないできた。だがな地です。 派表とは、藤林町両支店、普及の第2566

担当: 担当外売上

ウェブモバ 利用料						與 価 5,000	5,000	2022.04月分
. <u></u>	701011/101 V4 1445714	 ļ	<u>.</u>			, ,		
		 1	1	; ;	1			1
	mani ka maru, u qaya dababa sasan	 - [I	i
		 مسرسينان	.} 	' !	:	 	[- ·,	
***************************************		 	<u> </u>	·		}		
		 1	} ·	ļ			1	
		 		·		; !		
		 .ļ.,	ļ	3		t !	ja an ara ara ara ara ara ara ara ara ara	
		 	ļ	<u>!-</u>		<u>i</u>	! 	·
第 ^{2022.04.27} 振春予5		 t	<u>.</u>	! !		5,000	: 	

_

2-8-4-1

支 出 証 拠 書

(会派名・議員名 自民改革会議・西原明美)

経	費項	 [目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費							
内		容	新聞購読料「静岡新聞」					_		
年	月	月	令和4年4月28日	~	年	月	日	金	額	1,650円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	R4年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

04-04-28 BF *3,300 江崎購読料

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a / b)
政務活動と後援会活動で按分		1/2	
	3,300円	50%	1,650円

支 出 証 拠 書

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ノ						音・事務所費・人件費		
内 容	NHK受信料	{ } A - 2	(分)						
年 月 日	令和4年4	月27日	~	年	月	日	金	額	1,275円
							,		

目的	
使 途	 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
政務活動・ 県政との 関連性	 放送受信料
《領収書貼付枠》	お客様氏名 西原あけみ事務所 様 お客様番号 を試している。 「お支払期間 「中から、大切に関係である。 「中から、大切に関係である。 日本放送協会は、 「お問い合わせ先・電話番号 NHK ぶれあいセンター 0570-077-077 領収日明印 (金融環内・CVS((入自状貼付傷))
	 金融機関・CVS→お客様

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(aXb)
政務活動と後援会活動で按分		1/2	
	2,550円	50%	1,275円

整理番号	2-8-4-14

支 出 証 拠 書(自動車燃料代)

[4月分]

(会派名・議員名 自民改革会議・西原明美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離(km)	積算方法 ※				充当額(円) ————————————————————————————————————
事務費	412km	18円	×	412km/	km	7,416 円

※単価方式による充当方式 :単価(円)×走行距離(km)

※領収書方式による充当方式

積み上げ方式

: 領収書金額(円)×走行距離(km)/走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による案分: 領収書金額(円)×充当限度割合_

《支払証明》上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します 西原 明美 議員氏名

《锒	収	書	貼	付	枠.	/

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に			
係るものである	7,416円	100%	7,416円

月日	内容	行 程	Ź	上行距離(km)
4月4日,	会派議員総会 書類整理	事務所 🔁 県庁		42. 0
4月6日	政務活動提出 書類整理	事務所 皐 県庁		42.0
4月18日	会派議員総会 書類整理	事務所		42. 0
4月18日,	吉田町役場 田村町長情報交換	事務所 書 告田町場	役	26. 2
4月23日	藤枝自動車整備組合総会 挨拶 桑原会長面談	事務所 沿水杉苑		3.6
4月25日	志太経済懇話会創立記念日例会 講師 面談	事務所 中島屋グンドホテ	[*] ラ 行き ル 送迎	38. 0
4月25日	II .	事務所 中島屋グンドホテ	プラ 帰り ル 送 迎	38.0
4月27日	御殿場時之栖 観光・スポーツ施設調査 営業部長 面談	事務所 🖨 御殿場	行き	90. 1
4月28日,	II .	御殿場 😝 事務所	帰り	90. 1
,				
		· 		
			-	
	合 計			412. 0

整理番号	2-8-4-15

	(会派名・議員名 自民改革会議・西原明美)
経費項目	調查研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内 容	事務員給料 4月分
年 月 日	令和4年4月30日 ~ 年 月 日 金 額 33,060円
目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
給料支払明細書 (R4年 4月分)	安 億 日 数 量 左 月 20目 日 労 量 左 月 20目 日 労 量 左 月 30目 分 時 日 か 藤 本 恭 か か 様 手 当 は 東 中 当 は 最 保 険 料 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(aXb)
全て政務活動に係るものである			
	33,060円	100%	33,060円

整理番号	2-8-4-16

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件
内 容	事務員給料 4月分
年 月 日	令和4年4月30日 ~ 年 月 日 金 額 43,760円
目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	
給料支払明細書(24年 4月分)	労働日数量之月x0目 労働時間外労働 本 給 以の200 成本本 給 以の200 成本 本 給 以の200 放 事 労 (100) (100) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a X b)
全て政務活動に係るものである			
	43,760円	100%	43,760円

整理番号	2-8-4-17

	(会派名・議員名 日氏以早去殿・四原切矢/
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件
内 容	事務員給料 4月分
年 月 日	令和4年4月30日 ~ 年 月 日 金 額 79,800円
目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	
給料支払明細書(アム年 イ月分)	労働 日数 量 名 30目 日 30目 30目 日 30目 30目 日 30目 20目 1 30目 20目 1 30目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 1 30目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 20目 2

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(aXb)
全て政務活動に係るものである			
	79,800円	100%	79,800円

支 出 証 拠 書

						(会	派	名_	• ii	養員	<u>名</u>	自	民政	全革文	議	٠١	西原	明美	
経費項目	調査研究費・	研修費・	広聴広	報費∙弱	要請陳	情等活	5動3	· 순	議	_ 貴·資	料作	— ■成費	- 資料	購入費	事系	务費 -	事務	所費(件費
内 容	事務員給料 4月分																		
年月日	令和	4年4,	月 30	日	^	-	年	:	F	1	E	3	金	客	頁]	19, 800		円
						-					-								
目的														<u>. </u>					
使途																			
政務活動・ 県政との 関連性				<u> </u>															
	歌 日 数 量 光月 / 目 日	生性で	本 布 桁 / みのひり 支 所定時間外賃金	※ 株 半 当	架	B340 X SA	額 交 通 費 1800			介護保険	年 年	雇用保險料	出		当丸	4 4	差引支給額 18/9800	(事業所名) (国) (の00 年	NSI E C E

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである			
	19,800円	100%	19,800円

2-8-4-19 整理番号

支 出 証 拠 書

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料構入費・事務費・事務所費・人件費					
内 容	新聞購読料「公明新聞」					
年 月 日	令和4年4月27日 ~ 年 月 日 金 額	1,887円				
目的	県政、社会情勢に関する情報収集					
使 途	2022年4月分購読料					
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする					
《領収書貼付枠	新聞購読料 領 収 証 西原 明美 様 1 1,887	販売店 大塚 参訓 住 所 藤枝市青南町4-9-45 TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271 応配型 お申込M お申込M である				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(axb)
全て政務活動に係るものである			
	1,887円	100%	1,887円

支 出 証 拠 書

経費	項目	調査研究費・研修費・広聴広報費	·要請陳情等	活動費·s	会議費・資	資料作成費	費∙資料購 	入費·事務	費·事務所費·人件費
内	容	来客用コーヒー						á	
年月	1 日	令和4年4月20日	~	年	月	日	金	額	1,545円

目的			·	
使 途				
政務活動 県政との 関連性				払込受領証
《領収書貼付枠》	-	「大きな です。 です。	受領証は6ヶ月間は保管してください。(夏面をご覧ください)ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は、左側2枚だけをお出しください。	お客様コード

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(aXb)
政務活動と後援会活動で按分		1/2	
	3,090円	50%	1,545円

整理番号	2-8-4-21

経費項目	調査研究費・研修	費·広聴広報費·	要請陳情等	活動費·会	議費·資料·	作成費・資 	資料購入	費事	発費・事務所費・人件費
内 容	切手 80円2	20枚-2円10枚	ζ						
年月日	令和4年	4月21日	~	年	月	日 :	金	額	1,700円
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
目的									
使 途		-							
政務活動・ 県政との 関連性									
《領収書貼付枠》									
でである。 支払者 (面が)	1	領収書	[販売] R 4 • 4月ハピグリ8 4・切手 840円 2枚 ¥1,680	2 円普通切手 2月 10枚 ¥20 	说計 (10%) /消費稅等 與稅計	A計 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	お知り金組 おつり そつり		〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時:2022年4月21日 13:15 発行No. 220421.14552 端N54箱01 連絡先:藤枝岡出山郵便局 TEL:054-641-3000

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a X b)
全て政務活動に係るものである			
	1,700円	100%	1,700円

支 出 証 拠 書

経費	項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費							
内	容	御殿場時之栖 高速代					_		
年月	日	4月27・28日	~	年	月	日	金	額	4,780円

目的	御殿場時之栖 スポーツ施設調査
使 途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	スポーツ施設の内容を確認し、委員会の質問に反映する
《領収書貼付料	(利用ありがとうこざいます。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a b)
全て政務活動に係るものである			
	4,780円	100%	4, 780円